

【参考資料】

作成：宝塚市地域福祉課

地域合同安否確認訓練

1.目的

災害時要援護者は障碍のある方や要介護 3 以上の方など災害が発生した際に周りの助けが特に必要な方であり、地域において平素からの見守りに留まらず発災時についても声掛けなど支援が必要である。

本訓練を通じて、発災時に各地区における対応方法を避難支援組織である民生委員・児童委員連合会および行政において再確認し、連携を深めることで、発災時に適切な行動をとることができるようになることを目的とする。

2.訓練の概要

市内7地区において災害時要援護者に関する安否確認訓練を実施。安否確認の結果を総合福祉センターに仮設する民児連災対本部で情報集約し、行政へ伝達。行政は伝達された内容を整理し、総合防災課へ報告する訓練を実施する。

3.日時

令和6年1月18日(木) 9時から12時

※ただし、発災時刻を7時と想定し、各地区においては8時半までに初動対応を開始するものとする。

4.参加者および参集拠点

拠点を 2 種類に分けて実施する。

<拠点1>

参集拠点:各地区における防災拠点

想定される参加者:会長、副会長、委員、自治会長、まち協会会長など

役割:安否確認訓練の実施、ルート確認(安全・危険箇所、所要時間)、結果を拠点へ報告する。

<拠点2>

参集拠点:総合福祉センター(民児連災害対策本部とする。)

想定される参加者:各地区会長

役割:情報の集約、整理を行う。

※地域福祉課、社会福祉協議会の職員はいずれかの拠点に出席。

総合防災課へ報告する職員は所定の時間に地域福祉課にて待機。

5.タイムスケジュール

7:00	震度6弱の地震発生(想定)
8:30	訓練参加者は各自、安否確認開始
9:30	各地区会長 総合福祉センターへ集合 ※随時、参集とする。
10:00	安否確認訓練の結果報告(各防災拠点から各地区会長へ)
10:15	各地区における訓練結果の報告(各地区会長から民児連会長へ)
10:25	各地区における訓練結果の取りまとめ報告(民児連会長から地域福祉課へ)
10:35	安否確認結果の報告(地域福祉課から総合防災課へ)
11:00	訓練の振り返り(意見交換など)
12:00	終了

6. 訓練方法

原則、各地区において想定される安否確認方法で実施いただきます。

例)

1. 地域の白地図を用意し、災害時要援護者の居所に印をつけて可視化する。
2. 訓練参加者は地図を参考に、自身の担当する災害時要援護者の居所まで実際に歩き安否確認にかかる時間や、地域における危険個所の確認を実施する。
3. 確認した結果を、各地区における防災拠点<拠点1>まで報告する。
4. 防災拠点<拠点1>において集約した情報を「民児連災対本部(拠点2)」まで報告する。